恵庭市告示第110号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の七第二項の規定により、以下の歳入等の収納の事務(以下、特定収納事務)を地方税共同機構に行わせることとしたのでこれを告示する。

令和８年１０月３０日

恵庭市長　原　田

1　特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日

令和８年１１月１日

2　特定収納事務に係る歳入等

地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に基づく総務省令に定める方法により納付されるもの。